

# 令和5年第7回農業委員会議事録

令和5年7月21日

長瀬町農業委員会

## 令和5年第7回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和5年7月21日  
開催年月日 令和5年7月21日  
開催場所 長瀬町役場3階 大会議室  
開会時刻宣告者 15時00分 事務局長 相馬 孝好  
閉会時刻宣告者 16時18分 事務局長 相馬 孝好  
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	11	野原 重信
2	林 春政	12	島田 暁
3	武井 哲夫	13	宮澤 史明
4	朽原 仁		
5	野原 隆男		
6	鈴木 智子		農地利用最適化推進委員
7	井上ゆかり		第1区域 堀口 栄一
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	齊藤喜久夫		第3区域 須賀 勤
10	松本 高正		第4区域 野口 稔

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太  
主任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 仮議長の選出について
- (2) 会長の互選について
- (3) 会長職務代理者の互選について
- (4) 議席の決定について
- (5) 委員担当地区の決定について

- (6) 議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (7) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (8) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (9) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (10) その他
  - ・次回日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、大変お待たせいたしました。

ただいまより令和5年第7回農業委員会総会を開会いたします。

初めに、本日の議事の進行方法について、簡単にご説明いたします。

本日が改選後の初めての総会ということでございますので、日程第1の仮議長の選出につきましては、私のほうで進行させていただきます。

日程第2、会長の互選につきましては、この後、選出していただく仮議長に議事進行をお願いしたいと思います。

その後の日程につきましては、会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思いますが、その前に、本日が皆様、初めての顔合わせということでございますので、ここで、各委員から簡単に自己紹介をしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、名簿順に鈴木さんのほうから、簡単でいいので、一言、お願いいたします。よろしく願いします。

○6番鈴木智子委員 井戸の鈴木と申します。

鈴木誠さんが前任者ということでやっていらっしゃったところで、ぜひ頼むということをおっしゃって、お引受けをすることになりました。

農業のほうも本当に結婚して、こちらに来てから始めたというか、本当にここ四、五年のことですので、何しろ、まだ素人にちょっと毛が生えたぐらいのもので、皆様にいろいろ教えていただきながら頑張りたいと思いますので、委員のほうもよろしく願いいたします。（拍手）

○事務局長 それでは、2番の朽原様、お願いいたします。

○4番朽原 仁委員 長瀬宝登山の朽原です。お世話になります。

私は今現在、畑を反歩ちょい、作物を作っております。大体年間20種類ぐらい作っております。あと、シルバー人材センターで一応植木のほうを担当して作っております。作物などについては一応何とかなるんですけども、農地のことについてはなかなかちょっと、もう少し勉強しなくちゃならないかなと思っておりますけれども、3年間ですけれども、皆さん、よろしく願いします。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、3番の齊藤様、お願いいたします。

○9番齊藤喜久夫委員 岩田の齊藤と申します。

農業委員会のほうでは推進委員を2期6年間、お世話になりました。というのも、私、ずっと職場が農協関係だったんで、辞めた途端に、何が何だか分からない間にこういう形で、今度、また、やり手がないので、農業委員をやれということで、今度、7年目になります。よろしくお願いいたします。

今、農協関係にいたということで、直売所の役員まで仰せつかっちゃって、訳が分からない状態ですので、皆さんのお力添えをいただいてやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

続きまして、4番の野原重信様、お願いいたします。

○11番野原重信委員 矢那瀬の下郷で農家をやっております。前任者の須賀さんにいろいろお世話になりながら、最初の勤務ですので、ひとつよろしく申し上げます。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

5番の常木様、お願いいたします。

○1番常木三郎委員 中野上で農業やっている常木です。一応、認定農業者がいないということで、やってくれということで、ちょっと農業のほうは忙しくて、こっちのほうはあまりできないかもしれないんですけども、よろしく申し上げます。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

6番の松本様、お願いいたします。

○10番松本高正委員 6番の松本です。滝の上に住んでいるんですが、見ると、担当は3番の小坂になっているようですけれども、隣ですので、何とかできるかなと。

初めてのことなので、いろいろ、皆さんのご意見を伺いながら進められたらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

7番の島田様、お願いいたします。

○12番島田 暁委員 長瀬に住んでおまして、ずっと会社員だったんで、定年して、このところ、家庭菜園ぐらいしかまだやっていないんですけども、今回、ぜひまたということをおっしゃられたものですから、今回受けさせていただきました。

農業に関してはあまりよく分かりませんので、よろしく申し上げます。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

次が8番の井上様、お願いいたします。

○7番井上ゆかり委員 こんにちは。井戸地区担当の井上と申します。お世話になります。

女性委員としてお世話になりたいと思います。よろしくお願いします。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

9番、山口様、お願いいたします。

○8番山口俊司委員 2期目になるんですけども、その割には何も分からないんで、畑はあるんですけども、ほとんど、どうも畑仕事も向いていないような。今日会ったら同級生なんだよね。

ひとつよろしくお願いします。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

10番の武井様、お願いいたします。

○3番武井哲夫委員 宮沢区、武井と申します。

農業委員会の農業委員は今回初めてでございます。私の家も親の代までは農業をしておりましたけれども、私は全くしておりません。典型的な放棄地です。放置してございます。これを機会に何とかしようと。

よろしくお願いいたします。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

11番、宮澤様、お願いいたします。

○13番宮澤史明委員 2期目に入ります。宮沢区でイチゴ栽培をしております。認定農業者です。よろしくお願いいたします。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

12番、林様、お願いいたします。

○2番林 春政委員 辻区と杉郷区担当になりました林と申します。2期目に入ります。また3年間頑張りますので、よろしくお願いします。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

13番、野原隆男様、お願いいたします。

○5番野原隆男委員 13番、野原隆男です。

矢那瀬の野原隆男なんですが、農業をしております。前まで をやっていたんですが、現在は農業をやって、議会のほうから推薦されまして、農業委員に。前は議会のほう

でも何人か

。

今回、初めて議会のほうから、課長のほうから かなと思うのですが、どう  
いうわけだか、議会のほうから1名ということでお世話になりますが、ひとつよろしく願  
いします。(拍手)

○事務局長 ありがとうございます。

委員の皆様、ありがとうございます。

なお、推進委員につきましては、日程第6のほうで委嘱を行いますので、その後、自己紹  
介のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

私は、事務局長、お世話になっております。産業観光課長もやっております相馬と申しま  
す。どうぞよろしく願いいたします。

今年で3年目を迎えております。よろしく申し上げます。

それから、私のこちらにいるのが皆さんと一番関わりを持つ農業委員会の主担当をしてお  
ります小川でございます。

○事務局 小川と申します。よろしく申し上げます。

今年で2年目となります。まだ分からないことも多いですが、いろいろ、よろしく願  
いいたします。

○事務局長 よろしく申し上げます。

それから、こちらの紅一点、女性が書記ということなのですが、農政全般の、有害鳥獣で  
すとか、補助金ですとか、そういったものも全て担当しております、かなり農業では頑張  
っていただいている職員でございます。野原でございます。

○事務局 野原靖子と申します。よろしく申し上げます。

私も入庁3年目、農業委員会事務局も3年目になります。

町内岩田に住んでおります。今後とも関わりがあると思しますので、どうぞよろしく願  
いいたします。

○事務局長 それでは、7月からこの3名で事務局を担当させていただきますので、どうぞよ  
ろしく願いいたします。

着席。

私も座って、この後、進めさせていただきます。

(午後3時00分)

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

---

◎仮議長の選出について

○議長 日程第1、仮議長の選出についてお諮りいたします。

仮議長の選出はいかなる方法で行ったらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」と呼ぶ者あり)

○事務局長 ただいま事務局一任という発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○事務局長 ご異議がございませんので、会議の慣例によりまして、最年長の委員さんに仮議長をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○事務局長 ご異議がございませんので、本日出席の委員の中で野原隆男委員が最年長者でございます。よって、野原隆男委員に仮議長をお願いいたします。

野原委員、前のほうへお願いいたします。

○仮議長 ただいまご紹介をいただきました野原隆男でございます。どうぞよろしくお願いたします。

座らせていただきます。

会長が決定するまでの間、仮議長の職務を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

ただいまの出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

---

◎会長の互選について

○仮議長 日程第2、会長の互選についてを議題とさせていただきます。

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は委員の互選により決めることとされておりますが、いかなる方法で行ったらよろしいか、お伺いいたします。

林春政様。

○2番林 春政委員 慣例によりまして、前期から継続して2期以上務めている農業委員の方、



それから推進委員の方を含めて2期以上務めた農業委員の方に選考委員をお願いしまして、その中から会長の推薦をしていただきたいと思いますけれども、提案いたします。いかがでしょうか。

○仮議長 ただいま林春政委員から、前期から継続して2期目以上となる農業委員及び推進委員を含めて前期から継続して2期目以上となる農業委員に選考委員をお願いし、選考委員の中から会長を推薦する方法のご提案をいただきました。

前期から継続して2期目以上となる農業委員は、宮澤史明委員、山口俊司委員、井上ゆかり委員、林春政の4名でございます。推進委員を含めて前期から継続して2期目以上となる農業委員は齊藤喜久夫委員の1名でございます。

以上の5名の委員に選考委員をお願いし、会長をご推薦いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仮議長 ご異議がございませんので、前期から継続して2期目以上となる農業委員及び推進委員を含めて前期から継続して2期目以上となる農業委員が選考委員となり、選考委員の中から会長をご推薦いただくことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

○仮議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

選考委員の協議結果を山口俊司委員から発表していただきます。

山口俊司委員。

○8番山口俊司委員 それでは、ただいま皆さん集まりまして、短時間で、宮澤史明委員を皆さんで推薦することにいたしましたけれども、みんな一致したので、皆さん、どうでしょうか。それを提案したいと思います。

○仮議長 ただいま山口俊司委員から、選考委員の協議結果では、会長に宮澤史明委員を推薦する旨のご提案がありました。ご提案のとおり宮澤史明委員に会長をお願いすることでご異議ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仮議長 ご異議がございませんので、宮澤史明委員が会長に決定いたしました。

ただいま会長が決定いたしましたので、私はここで仮議長の職を解かせていただきます。委員各位のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○事務局長 野原隆男委員、ありがとうございました。

自席のほうへお戻りください。ありがとうございました。

それでは、会長が決定しましたので、宮澤会長、こちらの前の席へご移動をお願いします。

それでは、ここで、会長に就任されました宮澤史明委員より就任のご挨拶をここでお願いしたいと思います。

宮澤会長、お願いいたします。

○会長 ただいま互選会の中で会長に推薦され、また、皆さんにご承認いただきました宮澤でございます。

農業委員会の活動につきましては、先ほど、ここで研修会がありましたけれども、農地法が主なのですが、そのほか、いろんな関連法がたくさんあります。本当に両手ぐらいあります。その法の中で、農業委員会の活動の役割だとか、権利だとか、義務だとか、そういうのが全部制度化されているんです。ということで、非常に重い制度だと思います。

これはぜひ町の農業振興に生かしたいなという思いでおります。また、地域の経済、それから暮らしにこの農業委員会の活動を生かしてみたいというふうに考えております。

ちょっと微力で、どこまでできるか分かりませんが、委員皆様のご理解とお力添えをぜひよろしくお願いいたします。

それから、農業委員会の仕事の中で、これも先ほど出てきましたけれども、活動記録を書いてくださいというのがありました。特にお願いしたいのは、生産者、農業者と技術者の声、これは農業委員会の中に反映していただきたいなというふうに思っています。本当に道すがらで話した何気ない会話でもいいと思うんです。それがきっかけで農業委員会の連携活動、支援活動に結びつくことがありますので、ぜひ、地域の課題と生産者と技術者の声を農業委員会に届けていただきたいというふうに思います。

任期は3年です。よろしくお願いいたします。（拍手）

○事務局長 宮澤会長、よろしくお願いいたします。

それでは、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、この後の議事につきましては、宮澤会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。

その前に、一言忘れまして。

このお三方に大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、座って進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料、次第をご覧いただきたいと思います。

---

◎会長職務代理者の互選について

○議長 日程第3、会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

会議規則第16条第2項の規定に基づきまして、あらかじめ会長職務代理者を互選いたします。

互選の方法を皆様にお伺いいたします。いかがいたしましょうか。

山口俊司委員。

○8番山口俊司委員 私は、互選の方法は推薦として、会長職務代理者に2期目の齊藤喜久夫委員を推薦したいと思います。

かなり農業も詳しくそうなので、ぜひやってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 山口俊司委員から、互選の方法を推薦とし、会長職務代理者に齊藤喜久夫委員を推薦する提案がありました。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 なければ、山口委員の提案を採用いたします。

齊藤喜久夫委員を会長職務代理者とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないものと認めます。よって、齊藤喜久夫委員を会長職務代理者とすることに決定させていただきます。

ここで、齊藤喜久夫委員に会長職務代理者の就任のご挨拶をお願いいたします。

○9番齊藤喜久夫委員 齊藤でございます。

先ほど、宮澤会長のほうからありましたとおり、長瀬町における農業委員会の役割というのはいろいろ難しいところがあると思います。1人でも多くの農業の味方を増やすということを前提に、会長をしっかり補佐していきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(拍手)

---

◎議席の決定について

○議長 次に、議席の決定に移ります。

日程第4、議席の決定についてを議題といたします。

議席の決定方法につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 議席の決定について説明させていただきます。

これから皆様には名簿順にくじを引いていただきまして、引いたその番号が議席番号とさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

方法はくじにより決めさせていただきますが、くじを引く順番は、お手元に配付してあります農業委員会委員名簿順とさせていただきますと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 なお、会長につきましては、慣例により13番目とさせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

(くじ引)

○議長 くじを引いていない委員はいませんよね。大丈夫ですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 私が13番目ということでございます。

ここで、念のため、各委員の議席番号を事務局から発表していただきたいと思えます。

なお、本日の会議はただいまご着席のままに進めさせていただきますので、ご了承願います。

○事務局 では、まず、1番を引かれた方、1番は常木委員です。

2番を引かれた方、林委員。2番、林委員。

3番、武井委員です。

4番を引かれた方、朽原委員。

5番を引かれた方、野原委員。

6番を引かれた方、鈴木智子委員。

7番を引かれた方は井上委員。

8番を引かれた方、山口委員。

9番を引かれた方、齊藤喜久夫委員。

10番を引かれた方、松本委員。

11番を引かれた方、野原委員。

12番を引かれた方、島田委員。

13は宮澤委員となりますので、では、順番に発表をさせていただきます。

1番、常木三郎委員、2番、林春政委員、3番、武井哲夫委員、4番、朽原仁、5番、野原隆男委員、6番、鈴木智子委員、7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員、9番齊藤喜久夫委員、10番、松本高正委員、11番、野原重信委員、12番、島田暁委員、13番、宮澤史明委員。

以上で議席が決定となります。よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、次に移らせていただきます。

---

#### ◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名委員の指名について、会議規則第13条の規定によりまして、1番の常木三郎委員、2番の林春政委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に1番、常木三郎委員、2番、林春政委員を指名いたします。

それでは、次に移ります。

---

#### ◎委員担当地区の決定について

○議長 日程第5、委員担当地区の決定についてを議題といたします。

事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、委員担当地区の決定について、説明させていただきます。

担当地区分担表案をご覧くださいと思います。

農業委員さんについては、担当区域での現場活動は推進委員さんを中心に農業委員さんと連携して活動していただくことを考えております。欄外にも記載がございますが、基本的には地元を担当していただき、推進委員さんの4つの区域で分かれていただきます。

事務局の案として、別紙のとおり上げさせていただきました。

こちらのほうでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、本件に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長 なければ、質疑を終了いたします。

委員担当地区につきましては、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、委員担当地区につきましては原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について

○議長 続きまして、日程第6、議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について、説明いたします。

関連がありますので、番号1から番号4まで、続けて説明いたします。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条により、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」とされています。このため、令和5年3月6日から4月7日まで推薦・応募を行った結果、定員4名のところ、次の4名の方から推薦・応募がありましたので、ご説明させていただきます。

つきましては、長瀬町農地利用最適化推進委員を委嘱することについて承認を求めるものでございます。

番号1から順に説明いたします。

番号1、住所・氏名、長瀬町大字長瀬1518番地1、堀口栄一さん。生年月日、昭和25年7月30日。担当区域は第1区域（大字長瀬、大字本野上）でございます。

番号2、住所・氏名、長瀬町大字野上下郷3421番地1、坂上健司さん。生年月日、昭和25年3月4日。担当区域、第2区域（大字中野上、大字野上下郷（杉郷、辻、宮沢地区））でございます。

番号3、住所・氏名、長瀬町大字矢那瀬859番地、須賀勤さん。生年月日、昭和27年11月23日。担当区域、第3区域（大字野上下郷（滝の上、小坂地区）、大字矢那瀬）でございます。

番号4、住所・氏名、長瀬町大字岩田257番地、野口稔さん。生年月日、昭和34年9月30日。担当区域、第4区域（大字岩田、大字井戸、大字風布）でございます。

以上、4名の皆さんの委嘱について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

採決は、番号ごとに行います。

まず、番号1、堀口栄一様について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、承認したものと認めます。よって、番号1、堀口栄一様は原案のとおり委嘱することに決定いたしました。

続きまして、番号2、坂上健司様について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、承認したものと認めます。よって、番号2は、原案のとおり委嘱することに決定いたしました。

続きまして、番号3、須賀勤さんについて採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、承認したものと認めます。よって、番号3は、原案のとおり委嘱することに決定いたしました。

続きまして、番号4、野口稔様について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、承認したものと認めます。よって、番号4は、原案のとおり委嘱することに決定いたしました。

ここで、承認をいただきました農地利用最適化推進委員について委嘱状の交付をしたいと思っておりますので、準備が整うまで、5分間の休憩といたしますので、よろしくお願いたします。

す。

暫時休憩といたします。

(休憩)

○議長 それでは、休憩と解きまして、会議を再開いたします。

長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、長瀬町農地利用最適化推進委員の皆様のお名前を名簿の順にお呼びいたしますので、前のほうへお進みください。

初めに、堀口栄一。

○会長 堀口栄一様。

長瀬町農地利用最適化推進委員に委嘱をする。

任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日とする。

令和5年7月20日。長瀬町農業委員会。

よろしくをお願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 坂上健司。

○会長 坂上健司様。

以下同文でございます。よろしくをお願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 須賀勤。

○会長 須賀勤様。

以下同文です。よろしくをお願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 野口稔。

○会長 野口稔様。

以下同文です。よろしくをお願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局長 ありがとうございました。

以上で委嘱書の交付を終了いたします。

ここで、新たに推進委員になられました4名の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。



す。

まず初めに、堀口栄一様、お願いいたします。

○堀口栄一委員 堀口でございます。

ただいま長瀬町農地利用最適化推進委員に委嘱されました。第1区域を担当いたします。場所は、大字長瀬、大字本野上、ここが第1区域となっておりますので、ここを担当いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○事務局長 大変区域が広いですが、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、坂上健司様、お願いいたします。

○坂上健司委員 私、上3区の杉郷でございます。地元で1年半ほどお世話になりました。私は途中採用なんで、細かいことは分からず、まだ本当に1年生 ございまして、中身は本当に分かりませんが、ひとつ、 よろしく願い申し上げます。

担当地域が中野上地区と野上下郷の上3区、辻、杉郷、宮沢でございます。

私自身は百姓は少しやっております、自分で食べるぐらいしかやりませんが、職割の関係で役員もやっております、出荷のほうも少しばかりやっております。

今後とも、 よろしく願い申し上げます。（拍手）

○事務局長 ありがとうございました。

続きまして、須賀勤様、お願いいたします。

○須賀 勤委員 須賀勤です。

生年月日は27年でございます、今ちょうど70です。

前回、農業委員を3年間、今度、最適化推進委員ということで、ひとつよろしく願いいたします。（拍手）

○事務局長 ありがとうございました。

最後に、野口稔様、お願いいたします。

○野口 稔委員 岩田の野口と申します。

今回、初めて、私、推進委員ということで、齊藤さんのほうからお話いただきまして、もともと岩田でおやじの代まで、農業というか酪農をずっとやっておりました。私はもう

まして、今、63なんですけれども、定年して、嘱託社員で、まだ会社に行っているの、ちょっとまたご迷惑かけることはあるかなと思います。

一応、担当区域は、岩田と井戸と風布を担当させていただきます。

3年間、よろしく申し上げます。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

推進委員の皆様、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上です。

---

◎委員担当地区の一部修正について

○議長 それでは、ここで、第5で決めていただきました農業委員の担当地区の分担につきまして、一部修正についてお諮りしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 先ほど説明させていただいた担当地区分担表の中で、ナンバー11番、宮澤委員のところ、滝の上区、原区という記載で、担当推進委員の区域として第3と記載があるのですが、すみません、こちらのほう、担当推進委員の第3区でありますと、小坂、滝の上、矢那瀬の地域に当たりますので、すみません、滝の上につきまして、地元ということで小坂、滝の上をご担当いただければ。すみませんが。

こちらのほう、滝の上を6番、松本委員の場所に移していただいて、この担当区域、こちら、宮澤委員のところを第3となっておるんですけれども、こちらを第1に訂正していただければと思います。

○議長 ただいま、事務局の修正案につきましてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 それでは、修正案どおり決定させていただきます。よろしく願いいたします。

---

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 それでは、次に、日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請1件について、議題といたします。

農地法第3条、番号1、—————氏所有の農地を  
—————氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 説明する前に、議案第2号、第4号について、1点、ご案内いたします。

本来であれば、農地法第3条、4条、5条の規定による許可申請については、担当農業委員と農地利用最適化推進委員に現地確認をお願いするところですが、正式に担当地区が決定

するのが本日であったため、今月の議案につきましては、事務局と継続する農業委員、推進委員で現地確認を行いました。

それでは、議案第2号、番号1についてご説明いたします。

まず、今回、畑の所有者である—————について説明させていただきます。

まず、平成7年12月に、—————として社員用の保養所をもともと造る予定で農地転用し、平成8年の1月に許可が出ましたが、事業の計画が中止となり、地目はそのままになった状態で所有権移転のみが行われていた状態のため、所有者が—————になっております。その代表の—————氏が今回の申請者である—————氏の義理の妹に当たる人物となります。以上のことを踏まえてご説明をいたします。

譲受人住所・氏名、—————  
—————さん。譲渡人、住所・氏名、—————  
—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字—————、地目は畑、面積は1,381平米の1筆です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。下のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、井戸中郷区内、長瀬げんきプラザより南約150メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、耕作している農地は現在ありません。自宅は東京都にあり、通作には車で約1時間30分の時間を要します。—————は現在大学に勤務し、地域社会の環境資源と空間資源の活用をテーマに実践的研究を行っているそうです。当該地の農地は荒廃農地となっていますが、研究活動の一環として学生にも参加してもらい、再生していく予定とのことです。農業従事者は、本人、妻、子及び臨時雇用として学生。年間農業従事日数は、本人150日、妻60日、子供30日ということです。

次に、資金計画ですが、—————  
—————  
—————

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は1,381平米、利用状況は休耕中。次に、作付計画ですが、作付品目は露地野菜が中心で、具体的にはジャガイモ、タマネギ、大根、トマト、ハーブ類で、作付の時期は、令和5年12月頃を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団

の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。そのほかは県立長瀬自然公園の第2種特別地域特定地域内にあり、町道井戸80号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

最初に、事務局の説明があったとおり、今月の井戸中郷区の申請は、農地利用最適化推進委員より継続する農業委員の齊藤喜久夫委員に説明をお願いします。

○9番齊藤喜久夫委員 7月19日午前中に、坂上推進委員と事務局の小川さん、3人で現地を確認させていただきました。

まず最初に、ちょっと見づらいんですけども、げんきプラザから150メートル離れた景観の非常にいい場所です。

次に、裏面を見ていただきたいんですけども、現況写真が4枚撮っております。全部大木が立ってあって、下がブッシュのここが該当の地です。

申請の3条で農地を確保するというので、非常に農業にとってはいい案件ですが、見た途端、これは非農地判定かなと見間違えるぐらいのブッシュです。とても農地に戻るような案件ではないと個人的には思っています。大学の教授の絵空事とは言わないですが、農業に対する取組で、実際問題、桜の木も50年大木が何本もあって、あと雑木もあって、これを伐採して、根を伐根して、農地として学生の力を借りてやったとしても、費用対効果を考えた場合、農地には戻らないんじゃないかなというふうに思います。

よって、申請は、非常に、3条の申請で農地が増えるということからすれば歓迎すべき案件だとは思いますが、実現性という面で考えた場合に非常に難しい案件になるのかなと、私の個人的な意見ですけども、そう思っております。

以上でございます。説明としては。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続きまして、農地利用最適化推進委員を継続する坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 齊藤委員さんのほうから申しあげましたように、先日19日に事務局の小川さんと3人で一応現地に行きました。

農地は、本当に3人ともびっくりしちゃったんですけども、とてもじゃないですけども、予算額に書いてありますけれども、30万とか、こんな金でできるような場所ではございません。私自身もこれはちょっと山の申請ならいいんですけども、畑申請はとてもじゃないけれども、今回は無理と思います。だから、もう少し先の見送り。

本人たちがどうしても金を出しても使いたい、やってみたいというならいいですけども、ただ、やっても、やっぱり耕作して、根っこを取ってやると、これから先、まだ5年かかると思うんです。それだから、もうけがどうかなど。野菜を取りたいけれども、草は取れるんですよね。草は十分取れるんですけども、野菜は取れないと思います。今回、 ような状態のほうが私自身はいいと思います。

○議長 ただいまお二方の説明があったとおり、農地の使用としては非常に困難であるという見解ですので、これらの対応につきまして、質疑の前に、事務局の対応の考え方を説明してください。

○事務局 私自身も、現地確認した後、申請者の方と直接連絡を取らせていただきました。現状、農地を再生していくという意味は見えたのですが、ちょっと私も現地を実際に見た限りですと、農地の整備代として100万というその金額については、特に根拠もない数字で、これぐらいあればという気持ちで出された数字ということで、実際に農業委員さんと現地を見た限りですと、これを根を取って、改めて耕作し出すとなると、体力もお金も必要になるということ一度話をさせていただいて、それであるのであれば、こちらの荒れたものを再生するというよりも、今空いている、すぐに耕作を開始できるような畑もなくはないと思うので、そういった提案をした上で、一度、こちらの申請については、保留、いや、取下げという形で申請者の方に案内したいと考えております。

以上となります。

○議長 それでは、ここで、質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

先ほどの事務局案のとおり、今回につきましては承認ができませんので、取り下げて、再度、事務局からほかの対応も含めて指導していただくということでお諮りしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、先ほどの案のとおり決定させていただきます。

すみません。

それでは、次に移ります。

---

◎議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 日程第8、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請1件について、議題といたします。

議案第3号、農地法第4条、番号1、——氏所有の農地を進入路へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号、農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

申請者住所・氏名、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字—————、地目は畑、面積は165平米の1筆です。転用の目的は、進入路で追認となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、矢那瀬下郷区内、築瀬神社から東に約200メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、親の代から自宅への道として使用しており、除外の手続が完了したため、申請するものですということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真をご覧ください。

土地造成は165平米です。

次に、資金計画ですが、新たな資金の発生はございません。

また、本件は追認のため、現在お回ししております申請書に始末書も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域特定地域にあり、町道矢那瀬44号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

こちらの地区は、矢那瀬上郷区になりますので、担当は私になります。

須賀勤委員、事務局の小川さんと3人で現地確認をさせていただきました。

裏面の現況写真のとおりでございまして、進入路を舗装してあって、長く使っていたということで、追認ですので、やむを得ないかなということでございます。

続きまして、推進委員、須賀勤委員の説明をお願いいたします。

○須賀 勤委員 裏の配置図のところを見ていただくと分かるんですが、借家と書いてあるところですけども、これを造る際に、建築か何か、昔だったら通路さえあれば建ったんでしょうけれども、わざわざ分筆まではやったようです。ただ、分筆したときに登記が畑になってしまった。畑で使ってしまったということで、この辺もやむを得ないのかなと。追認をよろしくをお願いします。

○議長 須賀勤委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 続きまして、日程第9、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請3件について、議題といたします。

農地法第5条、番号1、—————氏が追認により自己住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案第4号、農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

まずは、今回の譲渡人が弁護士である理由をご説明いたします。

被相続人だった————氏が所有する当該地には抵当権が設定されており、相続人が財産を放棄したため、債務者が申立てを行い、裁判所により選出されたためです。以上のことを踏まえて説明をお聞きください。

番号1、譲受人住所・氏名、—————

——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は142平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅で追認となります。権利の内容は所有権移転となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、原区内、長瀬郵便局南側に接している場所です。

次に、申出の事由ですが、昭和39年から建築されているが、現所有者にて農地であることが分かったため、譲受人が受けるために申請するものですということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、現況写真をご覧ください。

次に、資金計画ですが、——

。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。次に、農地の区分は、300メートル以内に駅が存在する農地のため、第3種農地と判断されます。次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中12号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

こちらの地区は原区になりますので、山口俊司委員に説明をお願いいたします。

○8番山口俊司委員 山口です。

18日の火曜日の午後に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと3人で見に行ってきたんですけども、よく分からないんですけども、このうちには人が住んでいないというわけで、こんにちとは言ったら、中から出てきた。何か保証人になっていてというような話は聞いたんですけども、よく分からない。

○議長 山口俊司委員はよく分からないということで。

続きまして、推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いいたします。

○堀口栄一委員 堀口です。

18日に事務局の小川さん、推進委員の山口さんと立ち会ってまいりました。

場所は、先ほど説明ありましたように、郵便局のすぐ南隣であります。もう既にうちを建てて約60年近くたっておりまして、この写真で見ると分かるように、なまこ板で造られて、こんな外壁のうちでございました。

もう、畑というような、そういう形跡は全く見られず、もう転用やむなしという感じです。



以上です。

○議長 ありがとうございます。

なかなか、転用して使ったということで、追認でやむを得ないということですね。

それでは、堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条、番号2、———氏所有の農地を———氏が追認により駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第4号、農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、  
—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字—————、地目は畑、面積は114平米の1筆です。転用の目的は駐車場で追認となります。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は滝の上区内、樋口地区コミュニティ集会所より西に約300メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、故飯嶋文作氏に田畑として貸していたが、昭和53年頃、隣に樋口駐在所が建設されたため耕作できなくなり、農業の作業場として使用していた。平成3年頃、カーポートを造り、駐車場として使用することになり、その後、——氏より購入の希望があり、申請するものですということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成は114平米です。

次のページに配置図と現況写真がありますので、ご確認をお願いします。

次に、資金計画ですが、

---

---

---

---

---

次に、農地の状況ですが、その他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の第三種特別地域特定地域内にあり、国道140号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

こちらの地区は滝の上地区になりますので、担当は私になります。

推進委員の須賀勤委員、小川さんと3人で現地確認いたしました。後ろの写真を見ていただきたいと思いますが、カーポートのところが該当地区でございます。長らく使っていて、周りに隣接する農地もありませんし、追認でございますので、問題ないと思います。

続きまして、推進委員、須賀勤委員の説明をお願いいたします。

○須賀 勤委員 須賀です。

国道140号線、1451-2とか、国道の部分です。そこを行くと、細い道の

そこを広いずっとあった畑のところは分筆して、国道の広がって 狭くなって、下で畑で使っていたんですけども、現状的には畑では使えるような、 何もありません。

よろしくをお願いします。

○議長 須賀勤委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条、番号3、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案第4号、農地法第5条、番号3について説明いたします。

番号3、譲受人住所・氏名、———さん、譲渡人住所・氏名、  
———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字———、地目は畑、面積は400平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅となります。権利の内容は使用貸借権の設定となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、井戸中郷区内、井戸風布地区コミュニティ集会所より北西約200メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、妻の実家に同居しておりますが、家族が増えて手狭になり、自己用住宅を建てようと計画しましたということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成は400平米です。

次のページに配置図と平面図、立面図がありますので、ご確認をお願いします。

次に、資金計画ですが、  
—————  
—————  
—————。

次に、農地の状況ですが、その他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の第二種特別地域特定地域内にあり、町道井戸18号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

こちらの地区は井戸中郷区になりますので、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○9番齊藤喜久夫委員 こちらを19日に現地確認をさせていただきました。

——さんという方の娘婿の自己用の住宅で、自宅444番地の道路を隔てて隣地で、全然問題ない案件だと思慮します。

以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続きまして、推進委員、坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 先ほどの件と同じ19日に齊藤さん、事務局と一緒に邪魔いたしました。

——さんの娘婿さんが、——さんの自宅前に建てるという案件でございます。私も異存はございません。

以上です。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございますが、次回日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 総会の日時についてなんですけれども、基本的に、先ほどの研修会で説明させていただきましたとおり、毎月25日に開催をしたいと思っております。基本的には25日で、休みなどで

重なった際には25日の翌開庁日となりますので、25日が土曜日の場合は27日に開催となります。

また、時間につきましては、基本的には午後1時30分から4階になります全員協議会室で開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、ご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 ほかにご意見、ご質問等がございませんか。

坂上委員。

○坂上健司委員 地名を読み違えましたので、訂正をお願いいたします。

川越市「しんじゅく」でございません。これは「あらしゅく」です。よろしくお願いいたします。

○事務局 失礼しました。あらしゅく。勉強になりました。

○議長 しんじゅくでないそうですので。

○事務局 失礼しました。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、今回は8月25日金曜日、午後1時30分からでお願いいたします。

今後の開催時間も同様に午後1時30分とすることよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 なお、今後、総会は毎月25日を開催日とさせていただき、25日が土日の場合、祝日の場合は後ろの日にずらした日を基準とし、その都度、ご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 以上で、本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局長 委員の皆様には長時間にわたりまして慎重審議、ありがとうございました。

これもちまして、令和5年第7回の農業委員会総会を閉会とさせていただきます。皆様、ご苦労さまでございました。

(午後4時18分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和5年7月21日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 常 木 三 郎

署名委員 林 春 政